

神奈川県の小児慢性特定疾病医療費支給事業

1 根拠法令等 児童福祉法

2 目的

小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、慢性疾病児童等家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

<対象疾病> 次の14疾患群の704疾病

- | | | | |
|-----------------------|----------|------------|-------------|
| 1. 悪性新生物 | 2. 慢性腎疾患 | 3. 慢性呼吸器疾患 | 4. 慢性心疾患 |
| 5. 内分泌疾患 | 6. 膠原病 | 7. 糖尿病 | 8. 先天性代謝異常 |
| 9. 血液疾患 | 10. 免疫疾患 | 11. 神経・筋疾患 | 12. 慢性消化器疾患 |
| 13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 | 14. 皮膚疾患 | | |

※ 平成29年4月より、14疾患追加及び既対象疾病の細分化(4疾病)により、対象は、14疾患群722疾病となる予定です。

3 対象者

神奈川県内（政令市・中核市を除く）に住所を有する18歳未満（引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満）の児童。

4 支給内容

- 入院・通院に係る医療費の自己負担分3割のうち、2割を自己負担、1割を行政が負担する。
- 2割の自己負担からは月額自己負担上限額（0～15,000円）までを患者にて負担し、残りは行政にて負担する。
- 行政負担部分については国1/2、実施主体1/2負担となる。

5 予算と実績

（単位：千円）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算	336,112	345,761	406,047	453,320	378,395
給付実績	364,258	373,460	354,860	353,588	—

国の自立支援事業制度について

小児慢性特定疾病児童自立支援事業

【事業の目的・内容】

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【国庫負担率】 1/2（都道府県・指定都市・中核市 1/2）

【根拠条文】 児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】 平成28年度予算額：925,163千円

<必須事業>（第19条の22第1項）

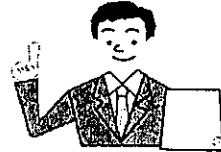
相談支援事業



<相談支援例>

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング等

小児慢性特定疾病児童自立支援員



<支援例>

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患児個人に対し、地域における各種支援策の活用提案等

<任意事業>（第19条の22第2項）

療養生活支援事業



ex
・レスパイト
【第19条の22第2項第1号】

相互交流支援事業



ex
・患児同士の交流
・ワークショップの開催等
【第19条の22第2項第2号】

就職支援事業



ex
・職場体験
・就労相談会等
【第19条の22第2項第3号】

介護者支援事業



ex
・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援等
【第19条の22第2項第4号】

その他の自立支援事業



ex
・学習支援
・身体づくり支援等
【第19条の22第2項第5号】

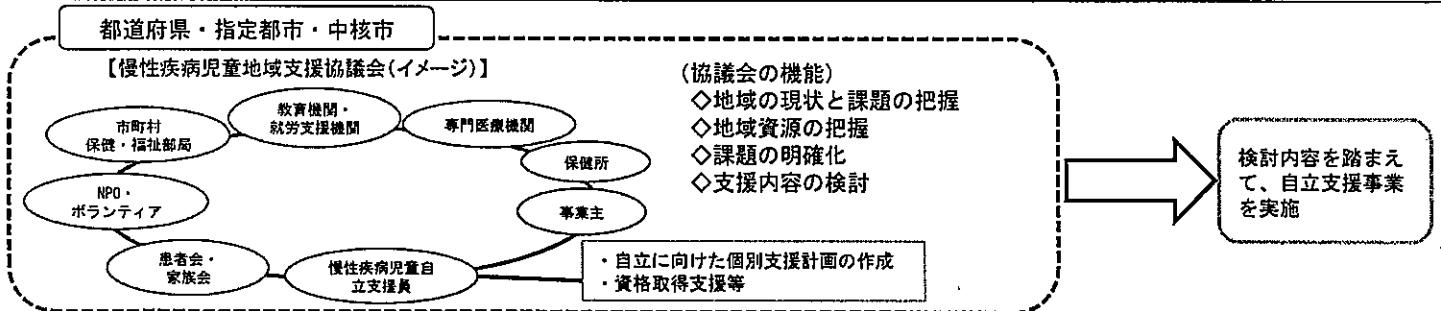
小児慢性特定疾病児童等の自立支援

慢性疾病児童地域支援協議会運営事業

【事業の目的・内容】

地域における小児慢性特定疾病児童等の支援内容等につき、関係者が協議するための体制を整備する。

実施主体：都道府県・指定都市・中核市



小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する児童福祉法条文（抄）

第十九条の二十二（略）

- 2 都道府県は、前項に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他の必要な支援を行う事業
 - 二 小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
 - 三 小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児童等の就職に関し必要な支援を行う事業
 - 四 小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 五 その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業
- 3 都道府県は、前項各号に掲げる事業を行うに当たっては、関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。
- 4 （略）

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（任意事業①）

療養生活支援事業（児童福祉法第19条の22第2項第1号）

目的

小慢児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、小慢児童等の日中における居場所を確保し、療養生活の改善を図る。

事業内容

医療機関その他の適切な場所において、小慢児童等を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話、その他必要な支援を行う。
 <例> ・医療機関等によるレスパイト事業の実施



相互交流支援事業（児童福祉法第19条の22第2項第2号）

目的

小慢児童等が相互に交流することで、コミュニケーション能力の向上、情報収集、社会性の涵養等を図り、自立を促進する。

事業内容

相互交流を行う機会の提供及びその他の便宜を供与する。
 <例> ・ワークショップ
 ・小慢児童等同士の交流、小慢児童等と小児慢性特定疾病にり患していた者、他の小慢児童等の家族との交流

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（任意事業②）

就職支援事業（児童福祉法第19条の22第2項第3号）

目的

働く意欲がありながら、長期にわたり慢性的な疾病にり患しているために就労阻害要因を抱えている小慢児童等に対して、地域の関係者が連携して就労の支援や、一般就労の機会の拡大を図り、もって小慢児童等の自立と社会参加の一層の推進を図る。

事業内容

就労に関する必要な支援又は雇用情報の提供を行う。
 <例> ・職場体験 ・職場見学 ・就労に向けて必要なスキルの習得支援
 ・雇用・就労支援施策に関する情報の収集や提供に関すること

介護者支援事業（児童福祉法第19条の22第2項第4号）

目的

小慢児童等の介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることにより、小慢児童等の療養生活の改善及び家庭環境の向上を図り、もって小慢児童等の福祉を向上させることを目的とする。

事業内容

介護者の負担軽減に資する必要な支援を行う。
 <例> ・小慢児童等の通院等の付添 ・家族の付添宿泊支援
 ・小慢児童等のきょうだいの預かり支援 ・家族向け介護実習講座 等

その他の自立支援事業（児童福祉法第19条の22第2項第5号）

目的

慢性的な疾病を抱えるため、学校生活などでの教育や社会性の涵養に遅れが生じ、自立を阻害されている児童等について上記に掲げる事業以外の必要な支援を行う。

事業内容

自立に必要な支援を行う。
 <例> ・長期入院等に伴う学習の遅れ等についての学習支援 ・身体作り支援
 ・自立に向けた健康管理等の講習会 ・コミュニケーション能力向上支援 等

